

研究所とのNet Work

所報

Aichi Labor Institute

もくじ

第5回日独労働問題共同セミナーの
報告 メインテーマは「グローバル
時代の労働運動」(木村隆夫) …… (2)

激変した定時制高校選抜 愛知の高
校教育と行政・社会を考える！
(須田信哉) …… (8)

憲法と「真珠の首飾り」そして「い
のちと健康」 なぜ、名古屋港地域
はそんなことが出来るか (田中洋行)
…………… (10)

トヨタの金融力と金融政策
(佐々木昭三) …… (14)

中国雲南省の経済と生活(第一回)
(後藤 基) …… (16)

東海地方の主な経済指標 (3、4、5月)
…………… (19)

研究所だより …… (20)

おわび：5月号をお届けするのがおくれました。
早くに原稿をおとぎいただいた方には大変ご
迷惑をおかけしました。次号は定期発行につと
めます。所報を充実するために多くの方々のご
寄稿を心からお待ちしています。



● 第81号

○ 2000年5月15日

第5回日独労働問題共同セミナーの報告 メインテーマは「グローバル時代の労働運動」



木村 隆夫

5回目をむかえた共同セミナー

「日独労働問題共同セミナー」は今回で5回目を迎える。

このセミナーが始まるきっかけは、1991年に愛知労働問題研究所の会員（労働者と研究者）がとりくんだ「ドイツの労働と生活調査」であった（愛知労働問題研究所・ドイツ労働と生活調査団編『時短先進国ドイツ』学習の友社・1992年、参照）。このとき、ブレーメン大学付属「労働・政治アカデミー」のヴァスナー教授を中心とする研究グループとの間で、日本とドイツの労使関係や労働運動について討論する機会をもつことができた。それがきっかけでブレーメン大学付属「労働・政治アカデミー」と愛知労働問題研究所との交流が始まり、共同で労働問題セミナーを開催することになった。

第1回セミナーは、1992年に名古屋で2日間にわたって開かれた。日独あわせて5本の報告とパネルディスカッションが行われた（愛知労働問題研究所・日独共同セミナー準備会編『日本・ドイツ 労働問題共同セミナー報告集』1993年、参照）。

第2回セミナーは、1993年、ドイツ・ブレーメンで開催された。「日本とドイツの労使関係」をメインテーマ、「労働時間と職場の健康政策」「日本とドイツの経営政策」をサブテーマに、日独あわせて12本の報告がなされた。

第3回セミナーは、1995年に、関西ドイツ文化センターと日本・ドイツ労働者市民友好の会が主催し、大阪で開催され、「変わりゆく労働-日本・ドイツ・EU」をメインテーマ、「ヨーロッパ統合の現状」「労働現場の変化」「労働・雇用政策と労働法」をサブテーマに、日独あわせて10本の報告がなされた（このセミナーの模様と報告の一部は『労働法律旬報』No.1382（1996年4月下旬号）に掲載されている）。

第4回セミナーは、1997年9月、ふたたびドイツ・ブレーメンで開催され、愛知労働問題研究所の研究者会員6名が参加。「グローバル化の時代の産業システム、労働関係、労働政策」がメインテーマであった。セミナーではこのメインテーマのもとに、「中小企業の展開と現状」「高齢化社会における労働市場と社会保障システム」という2つのサブテーマが設定された。それは主にドイツ側の問題意識にもとづくものであった。とくに、ドイツにおいて、大企業における大規模な雇用削減の進展のもとで、今後の雇用の吸収先として独立創業（自営）や中小企業に社会的な注目が集まっていたという事情があった。しかし、各報告が指摘するように、これを手放しで評価することはできなかった。中小企業における解雇制限の緩和が雇用の不安定化やパート・派遣の増加を加速する危険や、こうした問題に対抗すべき労働組合の従業員評議会が、中小企業では、その組織化や活動において特別な困難を有するといった状況があるからである。

今回のメインテーマ グローバル時代の労働運動

今回はドイツ側から6名の研究者を招き、第5回共同セミナーを3月25～26日、中京大学を会場に、そのご(26日午後)公開シンポジウムを労働会館にて開催した。

今回の共同セミナーのメインテーマは、「グローバル時代の労働運動」であった。ドイツ・ブレーメンで開かれた前回のセミナー以来、グローバリゼーションの急速な進展とその労使関係、労働運動への影響という問題が、参加者の共通の問題意識となった。今回のセミナーは、この問題をヨーロッパと東アジアの地域経済圏の形成と発展という、より具体的なレベルで検討することを課題とした。

ドイツ側および日本側の報告は、つぎのとおりであった。

- 1, ハイナー・ヘーゼラー (ブレーメン総合大学・政治学博士)「ヨーロッパ統合の社会的経済的状況」
- 2, ヨーヘン・トーレン (ブレーメン総合大学)「労使関係のヨーロッパ化—グローバリゼーションと国家のアイデンティの狭間で—」
- 3, エバーハルト・シュミット (オルデンブルグ大学)「ヨーロッパにおける労使関係とエコロジー」
- 4, エッカルト・ヒルデブランド (ベルリン科学センター)「環境監査と参加—実行の現状と展望—」
- 5, ライナー・ミューラー (ブレーメン総合大学)「職場における安全・健康問題のヨーロッパ化」
- 6, 猿田正機 (中京大教授)「変容する生産・労働システムと労使関係」
- 7, 布川日佐史 (静岡大教授)「日本における失業時生活保障システムと就労援助対策」
- 8, 山田信也 (名古屋大学名誉教授)「働くもののいのちと健康を守る全国、地方センター労働運動の新しい流れ」



セミナー参加・ドイツ代表一同(3月24日、トヨタ自動車工場見学で)

ドイツ側の報告は、各報告テーマにみられるように、今回セミナーの課題を正面から受け止めた内容で、しかも、よく準備された力作が多かった。また、今回は環境問題と労働運動という新しいテーマを含む報告もなされ、ヨーロッパの労働運動の現状と課題を多面的に学ぶ機会となった。

一方、日本側の報告は時間の関係で3人に絞られたが、どの報告も日本の状況と課題を正面からとらえるものであった。テーマの大きさと多面性を考えると、こんごは研究所外の研究者との協力体制を、従来以上につよめていく必要があると思われる。

当日のセミナーは、来日中のスウェーデン研究者や米国のジャーナリストも飛び入りで参加し、国際色豊かなものになった。また、日本側では現場の活動家も少なからず参加し討論にくわわった。

ドイツにおける解雇規制-----ヘーゼラー氏の報告要旨

セミナーでヘーゼラー氏は、つぎのように報告していた。

＊＊労働時間をあらゆる部門で短縮することは、労働市場の条件に影響を与える重要な手段である。ドイツにおける最大法定労働時間は週 48 時間である。しかし、実際の労働時間は一賃金に関する労働協約によれば一これより大幅に少ない。賃金に関する労働協約に基づく週労働時間は、1980 年代の半ばから 40 時間から 37.5 時間前後まで短縮され、金属加工業および印刷業では、1995 年から 35 時間にまで短縮されている。

過去の経験にもとづく研究では、このような労働時間短縮によって、約 100 万人分の雇用が守られたか、あるいは創出されたという結論がでていいる。しかし、1990 年代になると労働時間短縮の速度は著しく低下する。西ドイツでは 38.5 時間から 37.5 時間、東ドイツでは 40.5 時間から 39.5 時間に、それぞれ短縮されただけである。

賃金に関する労働協約でこれ以上の労働時間短縮をしようとする動きは、全体として、使用者、労働者の双方に受け入れられにくくなっている。これは時短が、収入の減収によってのみ実現できるからであり、実質所得は長年増えていない。企業は、労働時間に関してはフレックスタイムに移行する方を選択し、一般的には労働時間短縮には反対している。

＊＊所定外労働時間の短縮もまた、労働市場を左右する政策の重要な手段である。ドイツでは、1995 年残業手当として約 20 億マルクに相当する額が支払われている。単純に計算すると、この額は 130 万人の雇用に相当する。この残業時間のかなりの部分がサービス残業である。雇用されている労働者に関する調査では、1995 年ドイツの労働者 1 人あたり、賃金が払われた平均週残業時間は 1.3 時間、休暇の形で補償される残業時間数が 0.7 時間、サービス残業が 0.9 時間であった。所定外労働時間の 44 % が賃金が支払われる残業、25 % が休暇として補償される残業、31 % がサービス残業である。

このように所定外労働は、毎年の労働時間の無視できない部分を占めており、長びく雇用危機のなかで、残業を減らして、雇用を守れという要求が高まっている。しかし、実際には残業は著しく増加してきている。残業をしている労働者は、全体の 39 % から、45 % に増えた。企業にとって残業は緊急事態に対処する手段であるだけで

なく、予測していなかった生産需要の増大や、生産過程での障害に対処する手段でもある。また、多くの労働者にとって、残業は重要な付加的収入源である。これらの理由で、雇用創出に何らかの効果のあるような、目立った残業の減少はこれまでみられていない。しかし、一部の不況業種、とくに造船業においては残業の抑制が行われてきた。賃金に関する労働協約によって、残業は一般に休暇によって補償されなければならないと、定めているケースもある。

残業をする労働者は、残業時間を労働時間として計算し、最大100時間から150時間までためておくことができる。この時間は1年以内に休暇として補償されなければならない。この結果ある程度まで雇用が守られ、また他の必要な整理解雇がさけられている。

＊＊ドイツにおける解雇規制は、ヨーロッパ全体の中で、比較的よくできている。しかし、運用あるいは「実効性」で弱点がある。解雇が合法化されるためには、事前通告期間を満たすだけでなく、社会的な正当性（労働者の個人の問題、行動上の問題、経済的な理由）が証明され、さらに、社会的に正当な理由は、（米英の整理解雇のように）単に勤続年数に応じたものでなく、労働者の年齢、扶養する家族の数なども考慮し、社会に適応したものでなければならない。

だが、解雇規制の制度は、短期雇用労働者、季節労働者、臨時労働者および中小の事業所の労働者を同等に保護するものとなっておらず、主として大中の企業の正規労働者を保護するものである。

しかも、実際には、ドイツの失業者数、失業率とも非常に大きい。このことは解雇規制が「実効性」のないものであることを示している。それはこれらの規定が適用されても雇用の安全と拡大にはつながない

なお、ドイツ側の報告については、一部を訳出して公刊雑誌に掲載するべく交渉中である。



3月26日の「公開シンポ」（立って発言しているのはブラウアー氏）

解雇規制などをテーマに公開シンポジウムも開催

今回、共同セミナーの開催とあわせて公開シンポジウムを企画し、ドイツの最近の労働事情についてドイツ側から報告を受け、フロアーとの間で質疑応答を行った。

ドイツ側の報告は、つぎの2本であった。

- 1, ハイナー・ヘーゼラー (ブレーメン総合大学・政治学博士)「ドイツにおける解雇規制」
- 2, ハインツ・ブラウアー (ベルリン・企業コンサルタント)「ダイムラー・クライスラーとトヨタの労使関係システムの比較」

質疑応答では、現在日本でも関心が高まっているドイツの解雇規制法の中身や実際の効果といった点を中心に活発な質問が出された。

そこであきらかになったのは、ドイツの解雇規制は確かに制度的には確立しているとはいえ、その「実効性」という点では、大きな弱点があることである。90年代に生じた大企業の大規模なリストラや中小企業の倒産、早期退職者の増加やパート・派遣労働者の増加、あるいは、それを支援する政府の雇用流動化政策のもとで、現在の解雇規制は、失業の増大を防ぐ有効な方策には十分にはなっていない。

解雇規制のさらなる強化が必要であるというのがドイツの労働組合の立場であるが、グローバル化のもとで、コスト削減・国際競争力強化をめざす経営側と、この点ではますます厳しい対立が予想される。

この意味ではドイツの労働者も日本の労働者も、グローバル化の時代の実効性のある解雇規制をうち立てるといふ共通の課題を抱えていることが確認できたように思われる。

次回のセミナーに向けて

セミナー終了後、次回の第6回日独セミナーのブレーメンでの開催が、ドイツ側から提案された。ドイツ側の期待は大きく、その期待に内容面でも十分に応えられるよう取り組みの検討をすすめたい。

(きむら・たかお/当所副所長・名古屋経済学大学教員)

参加者の感想

あらためて労働組合の違いを感じた

大 平 敏 也

トヨタ・イズムは「合理化」で安くできればよいという考え方だ。私は、リサイクルをはじめ、環境重視の方が結果的には安くなると思う。ドイツのIGメタルとフランスのCGTの取り組みは、それと違うように思う。雇用問題では、ドイツなどヨーロッパは制度でたたかってきたが、日本の労働組合は企業内組合で、「雇用」問題でのたたかいはきわめて弱い。労働組合の質の違いをあらためて知ることができた。

(おおひら・しょうや/JMIU愛知地本書記長)

「聞いたことのない高さ」(宮田教授・摂南大学・環境科学)という高濃度のダイオキシンが、荏原製作所藤沢工場から公共水域に、7年間にわたって排出され続けていた。同社は焼却炉など環境設備のトップメーカーである。しかも国際環境基準である「ISO14001」の認定を全事業が受けている「優良」企業である。

国際基準が見事に日本基準にすり替えられて企業の免罪符に変質されている事例であろうか。

日独セミナーでシュミット教授(オルデンブルグ大学)が、「ヨーロッパにおける労使関係とエコロジー」というテーマで、近年10年間の活動について報告をされた。

ヨーロッパではEU12カ国をカバーしているIRENE(労使関係と環境ネットワーク)という組織が活動していて、各国における環境問題にたいする取り組みについて、分析するとともに積極的な提言をおこっている。

日本の運動にとって参考になると思われる部分を以下にひろい上げてみた。

① ヨーロッパにおける環境に関する法律は、製造物責任を強化する規制や情報公開、また間接的には、欧州労働者代表委員会の指令によって前進が生まれた。

とくに環境監査規制(EMAS)や健康・安全問題に関する規制によってである。

② 環境に関する出発点は、「労働環境」あるいは「企業内環境」に関する規制の中にある。「労働環境」と「外部環境」の領域はあきらかに重なっている。

③ 環境問題は、環境的な理由で脅かされる職の防衛と同様に、もっとも広い意味で組合員の健康問題になる。

④ 労働者にとって二つの動機が重要である。

一つは健康と職の保障の問題、もう一つは参加に対する一般的な関心からきている。

ヨーロッパ諸国では「環境」が時代の大きなキーワードになっていて、生産分野の構造的なエコロジー化、真に持続可能な発展にむけて労働組合、企業、市民、そして国との関係において新たな取り組み・「闘い」が始まろうとしている。

日本では例外なき規制緩和のかけ声のもとに、市場に任せればすべてうまくいくというアメリカ的支配の「暴力」が続いている。

しかし、環境問題にたいする国民の関心は、ヨーロッパと同じく高揚してきている。たとえば瀬戸・海上の森のような里山をはぎ取って「緑の住宅」をつくるというようなごまかしが通用しなくなっていることにも、その水準が示されている。

大企業の労働組合が、環境問題を「廃品の分別回収」やニセ「ISO14001」の取得にすり替える手助けをしているときに、生産者の一員であるとともに、生活者であるという両面をおさえた、労働者の柔軟性のある運動をつくり上げることが、自覚的な労働組合と労働者に求められているのではないだろうか。

(ちかもり・やすひこ/当研究所所員)



激変した定時制高校選抜

愛知の高校教育と行政・社会を考える！

須田 信哉

どうなっているんでしょう？

夜間定時制の志願者は 98 年度選抜から増加傾向にあったわけですが、今回のミレニアム選抜での志願者数の急増は、まさに青天の霹靂、瓢箪から駒、藪から蛇(?)、目から鱗です。全部で 28 校 30 学科 (32 学級) の募集でしたが、13 校 13 学科で倍率 1 倍以上、12 校 12 学科で倍率 0.75 倍以上 (1 クラス 30 人以上) となっています。過去 4 年間、「倍率 0.75 倍以上の夜間定時制」という表を作っていましたが、今回は逆に「倍率 0.75 倍未満の学校」を表にした方が手取り早いということになってしまいました。

もうこうなっては「定時制の統廃合」なんて言葉は完全に死語です。とうとう定時制の逆襲の“のろし”が上がったと言えるでしょう。「刈谷東や瀬戸窯業、半田商業等の募集停止学科の募集再開」なんていう要求も、俄然現実味を帯びたものになった、と言えます。

夜間定時制の志願者数は 1,255 人！ 平均倍率はナント 0.98 倍！〈県立・豊橋市立夜定の志願者〉昼間単位制では、募集 400 名に対して志願者は 645 名、平均倍率 1.61 倍でした。00 年度から単位制に移行し、動向が注目された豊橋市立昼定は、予想通りの高倍率でした。

二次募集の状況……県立・豊橋市立で 18 校 20 学科、200 人の募集

二次募集は、昨年は新聞発表が志願最終日の朝刊で行なわれ、定通部としても「二次の新聞発表を早めよ」と県教委と折衝を行なって来ましたが、今回は志願初日の 3 月 31 日 (金) の朝刊に載りました。一次合格者は一次選抜日 (今回は 3 月 28 日) の夕方に県教委に報告するのですから、欲を言えば 3 月 30 日 (木) の朝刊位には載せてもらいたいところですが、まあ、今回はこれで良しとしましょう。

二次募集は 18 校 20 学科 (内・昼定 1 校) で行なわれ、合計で 200 人。新聞によると、昨年の二次選抜では前年に比べて 200 人ほど募集が減り、今回も前年に比べて 200 人ほど二次募集の人数が減っているそう。

相も変わらぬ単位制人気

県教委は起工業に昼間単位制をつくったのは「尾張部の単位制希望者を入学させて刈谷東の志願を減らす」という理由からだそうですが、起工業単位制がスタートした

99 年度選抜でも、今回の選抜でも、刈谷東の志願倍率は依然と何ら変化がありません。起工業は、結果的に尾張地域での新たな昼間単位制への需要を掘り起こした、ということでしょう。また、2000 年度より単位制となった豊橋市立も注目されましたが、今回の結果を見る限り、昼間定時制では見事「単位制への移行効果」を出したといえます。

夜間定時制についてどう考えるかは、難しいところです。たしかに 99 年度と比べれば両学科とも志願は増えていますが、今回だけでは何とも言いようがない、といったところかな？ 中央の倍率が昨年度に比べれば下がった（それでも約 3 倍も！）のは、やはり昨年度の驚異的倍率が志願に一定の歯止めをかけたのでしょうか。昼間定時の単位制としては唯一 1 倍を切ってしまった起工業は真偽のほどはわかりませんが、管理職が進学校になることを指向したりして、不登校生等にはあまり優しくないという噂ですので、そこらあたりが影響したのではないのでしょうか。親から苦情が出た、なんていう報告もどこかで見た覚えが……（間違っていたらスイマセン、文責はスグです）。

昼間単位制の人気は、「昼間定時制」だからなのか、「単位制」だからなのか、これも分析する必要があると思います。豊橋市立夜間定時制の志願状況が他のほとんどの単位制に比べ“地味”なのは、やはり昼間定時制ではないからかな……とも思えるし。

「息子が昼間定時制に入って、『朝、制服を着て家から出て行ってくれる』と一時安心した」という言葉は、「定通父母の会」のあるお母さんの言葉。この言葉にヒントが隠されているのかも知れません。

まとめ……定時制募集計画の大幅見直しが必要！

「定時制の人气が高まった」のか「全日制や私学からはじき出されて定時制以外に進路を見い出せない人が増えた」のかはわかりませんが、ともかくこんなに多くの志願者が出、1 倍を超える学校が 28 校中 13 校もあるようでは正常な状態とは言えません。また、「昼間単位制をもっと増やせ！」なんていうことは口が裂けても言えませんが、昼間定時単位制の異常な倍率も気になります。やはり、県教委として現行の定時制募集計画の大幅な改善を検討してほしいものです。まずは近年「同一校内統合」で募集停止となった半田商業普通科や瀬戸窯業普通科、岡崎工業電気科の募集再開なんてことはすぐ頭に浮かびますし、統廃合基準があるわけですから、逆に募集学級増にする基準（例：2 年連続して志願者数が募集定員を 10 名以上上回った場合、募集学級増を検討、とか）づくりもあってしかるべきです。もし、全日制で今回の定時制のような志願状況が生まれたら、「どういう募集計画をたてとるんじゃ！」との批判は免れないハズ。来年度の募集計画がどう出されるか、興味あるところです。（愛高教「定通部ニュース」より）

（すだ・しんや／愛高教執行委員・愛知県立岡崎高校定時制勤務）

憲法と「真珠の首飾り」そして「いのちと健康」

なぜ、名古屋港地域はそんなことが出来るのか・・・



田 中 洋 行

みなとの文化活動・15年

6月2日（金）、3日（土）の2日間、名古屋港の港湾会館で、日本国憲法の誕生をテーマにした、ジェームス三木さんの作・演出による青年劇場の「真珠の首飾り」を上演することになり、さまざま団体をお願いに行くこととなった。

その先々で、みなさんが一様に言われること・・・「どうして港はこんなことができるのか?」「毎年やっているようだがその源はどこにあるの?」「港はどうしてそんなに元気なの?」・・・

こんな疑問に対する答えになるかどうかは解らないが、地域の運動をすすめるにあたって、すこしでも参考になればと考えを述べてみたい。

最近の主な取組

84年10月14日	全港湾秋の文化祭／前進座「象のいない動物園」
85年 6月	港湾のうたごえ全国祭典（名古屋港）
87年 3月31日	3・31スプリングフェスタ 全港湾朽木合同闘争を主テーマにした合唱構成劇
89年 6月	港湾のうたごえ全国祭典（名古屋港）
94年 6月4~5日	港湾のうたごえ全国祭典（名古屋港）
95年10月16日	全港湾50周年記念行事「メモリアルフェスタ」 喜納昌吉コンサート
95年12月 7日	青年劇場「遺産ラブソディ」
97年7月11~12日	「この子たちの夏」 港職労の青年部・婦人部を中心とした取組
98年 3月 8日	3・8人権フェスタ 劇団「希求座」による港の争議をテーマにしたオリジナル演劇「勇気ある労働者たちの決断」
99年 6月5~6日	港湾のうたごえ全国祭典（名古屋港）
2000年 6月2~3日	青年劇場「真珠の首飾り」

ざっと年表をめくって、ここ15年の取組を拾ってみたが、文化行事として継続的に続いているのは「港湾のうたごえ祭典」。37年前の1964年に、港湾の反合理化闘争と、うたごえ運動が重なり合い、名古屋港において第1回の全国祭典が開催され、この中で、今も港湾労働者に歌い継がれている「港はひとつ心はひとつ」などを生み出して来た。5年毎に名古屋で開催される港湾のうたごえ運動が、港の文化運動

の基盤作りに大きな影響を与えたのは言うまでもない。その時々、闘いとうたごえを結びつけ、闘いの展望を切り開く力にもなってきた。

そして、87年の「3・31スプリング・フェスタ」を契機に、うたごえ運動をより発展させた形の取組がはじまった。

全港湾朽木合同不当解雇事件の解決をめざしての取組が「3・31スプリングフェスタ」。「住軽金のアルミのオリ」「中電人権裁判」などの闘いも合わせて合唱構成劇をつくり、歌手横井久美子さんのコンサートと合わせたフェスティバルとして開催されたが、この取組は職場の闘いと文化運動をより密接に結びつける取組として大きな成果を上げ、県下の闘いにも大きな影響を与えていった。

95年の全港湾創立50周年記念コンサート「メモリアルフェスタ」以降、ほぼ毎年、さまざまな取組をおこなってきた。実行委員会を発足させて取り組むという形を常に取りながら、その都度に新鮮な息吹を港区にもたらしてきた。

97年の「この子たちの夏」は、名古屋港管理組合職員労働組合の青年婦人部を中心に、労働組合の若手の活動家を育てる目的を掲げて取り組まれたが、名港労協や港地区労も協力して行われ、2ステージが超満員となり大成功をおさめた。

そして、この年の原水禁世界大会に実行委員会から代表を派遣するという成果に結びついていった。

いのちと健康を守る運動と連携して

98年の「3・8人権フェスタ」は、これまでの港区の運動を質的に変えていったものと考えられている。港区での平和運動や文化の取組は、以前から労働組合を中心に業者や婦人団体が加わって行われており、現在も基本的には変わっていないが、「3・8人権フェスタ」は運動の広がりをも、さらに大きくしていった。

港区には労働組合団体として愛労連・港地区労働組合協議会（港地区労）と名古屋港湾関係労働組合協議会（名港労協）がある。

港地区労は愛労連の地域組織として全港湾・港職労・名古屋市職労港区役所支部などが中心となって運営され、港区全般を視野に入れた活動を行っている。

一方、名港労協は名古屋港関係の公・民の労働組合が、港湾に係わる問題を中心に運動を進めている。

愛労連は公務員労働者が圧倒的なシェアをしめ、地域の運動も自治労連や愛高教、愛知国公などがリードして進められているのが特徴的な傾向となっているが、港区では公務員と民間のバランスがとれ、両者が刺激しあいながら運動を進めることが出来るという利点を持っている。

港地区労と名港労協は、組織的には重なり合っている部分もあり（全港湾名古屋支部、港職労、検数労連名古屋支部、検定労連名古屋地連、全税関名古屋支部は両方に

加盟)、共同闘争も多く、組織・財政面での困難さも抱えているが、港区での運動を多面的に多彩に行っていくという点で、2つの労働組合組織を持っていることは大きな力となっている。

とくに、その中での全港湾の存在がポイントとなっているのは、誰もが認めるところであろう。名古屋港の玄関口、地下鉄出口からすぐのところ、3階建ての事務所を持ち、しかも100名規模の会議や集会が、いつでも出来るという、地域のセンターとしての役割は極めて大きいものがある。

「3・8人権フェスタ」の取組で、港湾労働者の健康問題を取り上げて解決させ、99年12月に「いのちと健康をまもる港地域健康センター」の発足を果たした。

この組織は地区労、名港労協と港民商、新婦人港支部という共闘組織を土台に、地域医療組織のみなど医療生協を加え、さらに障害者団体や裁判支援団体(名古屋南部公害訴訟、住軽金団体生命保険近藤裁判支援の会、住軽金強制出向やめさせる会)、そして弁護士事務所など、組織人員は数万規模にまで発展してきている。

地域の労働者や市民のいのちと健康をまもる恒常的な組織ができたことは、これまでの労働運動を質的に変えていくことの可能性を含んでいるのではないだろうか。

憲法を守る運動と「真珠の首飾り」

昨年6月頃に、青年劇場から「真珠の首飾り」上演についての打診があった。

「3・8人権フェスタ」は、運動面では大きな展望を切り開いたが、財政的に多少の赤字を出したこともあり、新しい取組については躊躇があった。

99年7月には実行委員会準備会を発足させ、取組の準備を始めたが、準備会段階では中心的なメンバーが参加できなく、上演へのゴーサインを出すことが出来なかった。99年12月に組織の代表者クラスをあつめ、最終的な決断を求め、「真珠の首飾り」を取り組むこととなった。

憲法調査会の発足、世論調査での護憲と改憲の伯仲。そして、護憲運動の停滞への危機感。このような情勢を切り開くために、憲法擁護と「真珠の首飾り」を連携させての取組と位置づけられた。

日米新ガイドライン・周辺事態法反対闘争での名古屋港での取組が今ひとつ盛り上げることが出来なかったことも、理由のひとつであった。

港区から憲法擁護の声を上げ、県下の運動に少しでも刺激になればと考え、上演も従来の1ステージから2ステージへと拡大した。

呼びかけ対象も、従来の県下の団体の枠を越え、「連合」傘下の労働組合、市民運動組織、町内会・商店連合会などの地域団体。「憲法の話が出来るところはどこにも行こう」を合い言葉に、大きな広がりを作り出して来ていると思われる。

森英樹名大教授や小林武南山大学教授を招いての2回の憲法講演会やニュージューラ

ンドの平和運動家・バーニーリチャードさんを招いての交流会、憲法調査会公聴会への派遣など、この間、実行委員会としての運動を進めてきた。

青年劇場「真珠の首飾り」は、日本国憲法成立の過程を検証し、「押しつけ憲法」論についての反証を進めていく上でも、絶好の題材となっている。

是非成功させ、憲法擁護の運動に弾みをつけたいと願っている。

疑問への答えは・・・

ところで最初の「なぜ港ではあんなに元気で、毎年大きな取組が出来るのか？」の疑問に答えることが出来ただろうか。

名古屋港地域は、官・民のバランスのとれた労働組合組織が存在していること。しかも複数の労働組合組織があり共同の取組を進めていること。

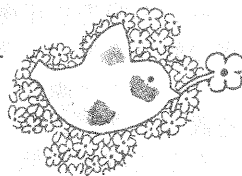
上に挙げた文化面だけでなく、労働組合運動や平和運動、要求実現への共同のとりくみなど日常的に行われていること。

また地域のセンターとしての全港湾労働組合の存在も大きなポイントの一つである。しかし、なによりも絶えず新しい取組を進めていこうという人々が存在し、それを有形無形に支える多くの労働者・市民がいることであろう。

今度の取り組みの内容を、ご紹介させていただきます。

ジェームス三木／作・演出

青年劇場「真珠の首飾り」



- | | |
|------|-----------------------------------|
| □日 時 | 6月2日(金) 18:30開演 (18:00開場) |
| | 6月3日(土) 14:00開演 (13:30開場) |
| □場 所 | 名古屋港湾会館大ホール (地下鉄名城線名古屋港駅下車) |
| □会 費 | 指定席 5,000 円 |
| | 自由席一般 4,000 円 学生 2,000 円 |
| □申込先 | 全港湾労働組合名古屋支部 |
| | TEL 052-652-1421 FAX 052-661-6122 |

(たなか ひろゆき／ 全日本港湾労働組合東海地方名古屋支部・書記長)



トヨタの金融力と金融政策

佐々木 昭三

トヨタの金融力とトヨタ銀行

トヨタは、99年3月期決算で5,780億円の経常利益を上げた。内部留保もこの1年で521億円増大させ、4兆8,606億円の巨額となっている。内部留保の内訳で任意積立金は、3兆8,401億円となっている。運用資金・余裕資金(キャッシュフロー)の総資金量は約2兆3,700億円である。運用資金による金融収益はこの間年間1,000~2,000億円(資料)である。この金融収益を国内銀行の業務収益と比較すると地銀中位並の規模になる。こうしたトヨタの堅実な財務体質からトヨタは「トヨタ銀行」とも呼ばれている。トヨタは経営戦略(Rodo-Soken Journal NO.27,99年10月発行参照)の遂行のためにもこの資金運用を最大限活用している。

トヨタの金融事業と金融政策

トヨタの金融力を活用した金融収益を生み出す金融政策は大きく分けて2つある。それは金融商品の活用(「せめの金融」と関連部品メーカー・販売会社の資金支援(「守りの金融」)である。金融商品の活用では、まず、自動車のローンやリースを組む販売金融の国内外での積極的展開である。現在トヨタの連結営業利益に占める販売金融の利益割合は6%にしか過ぎない。それは、顧客・消費者が独自に銀行などで自動車ローンを組んでいるからである。そこで、トヨタは、国内では全額出資の「トヨタファイナンス」(トヨタ100%出資子会社、従来はディーラーへの資金貸し付け業務中心)を通じて、自動車の購入者を対象にしたローンの販売を積極的にすすめる。そのため金利も銀行系ローンより低く設定して、トヨタ車の販売をもいっそう促進しようとしている。

海外では、続々と販売金融会社を設立している。イギリス、イタリア、フランスなどに新会社を設立した。さらに、スペイン、ブラジルなど10カ国に新規設立する。トヨタの信用力を生かして現地で低コストの資金を調達する。そして、現地でのトヨタ車の販売のいっそうの拡大をめざす。

次に住宅ローンへの進出もすすめている。トヨタの信用力をバックに「トヨタファイナンス」が社債を発行して、住宅の購入者に貸し付ける。これは、ノンバンク社債法(ノンバンクが社債を発行して得た資金を個人・企業に貸し付けることを認めた法律)が成立したためである。トヨタの資金調達力を最大限生かして住宅ローンへ進出し、また、併せてトヨタ関連の住宅事業のテコ入れをすすめる。

金融政策の積極的展開

さらに、トヨタは独自にクレジットカード業界にも進出して、これを金融事業の中核にする。そのため自社の「クレジットカード」を「トヨタファイナンス」を通じて発行する。現在はカード会社と提携した「トヨタカード」(JCB・UC・リソ、会員270万人以上で自動車関連では国内最大)もあるが、電子マネーなどのさまざまな決済機能をもった独自のICカードに順次切り替えてゆく。そして、自動車保険料、割賦販売代金などの引き落としや高速道路交通システム(ITS)にも対応できるような多機能カードにして、幅広い消費者をつかんでいこうとしている。トヨタはカード事業を本格的に立ち上げることで、顧客の「囲い込み」をさらに強化する。

また、自動車保険分野では、千代田火災海上保険(トヨタが40%以上出資)と共同でトヨタ車を対象にした独自の商品開発に力を注いでいる。衝突安全ボディ「GOA」の「ゴア障害保険」、

高級車を対象にした新型障害保険などである。さらに、東京海上火災保険など3社と共同企画した「こするカモ保証」(初心者のかすり傷の修理代10万円までトヨタが負担)も業界で注目を浴びている。トヨタは「損保会社を傘下に持つ」ことや連携を強めることで、損保業界での「主導権を握りやすくなる」ことをねらっている。さらに、証券業界への進出をふまえた、国際証券の株式保有率8%から10%へと引き上げた。

トヨタ関連企業への資金支援と支配

関連企業や販売会社向けへの資金支援・支配でもトヨタの金融力は威力を発揮する。北海道拓殖銀行が破綻して、販売力が資金繰りに行き詰まった際には、トヨタはトヨタファイナンスを通じて、即座に無担保融資を実施した。トヨタは、取引先グループ企業の資金繰りを手助けする方法を98年から導入した。それは、トヨタ関連企業がトヨタに対してもつ債権を金融会社が買い取り、それを担保にコマーシャルペーパー(CP)を発行して、市場から資金を調達しやすくすることである。これは、トヨタの高い信用力をもとにトヨタの取引先が即座に資金調達できる仕組みとして作用する。

また、トヨタはデンソーやアイシン精機などのグループ企業の転換社債を積極的に引き受ける。さらに、グループ企業の株を手放す金融機関があれば、それを直ちに購入する。トヨタは、「2兆円の資金は今後さらに多くのグループ会社の株式に化けることもある」という。トヨタは、こうした金融・資金力をもつかい、グループ企業の結束力と支配を強める。しかし、これらはトヨタの経営戦略にとって必要と認める限りでの資金支援である。資金支援がされないところはトヨタから自ら撤退せざるを得ない。

トヨタの金融戦略と社会的責任

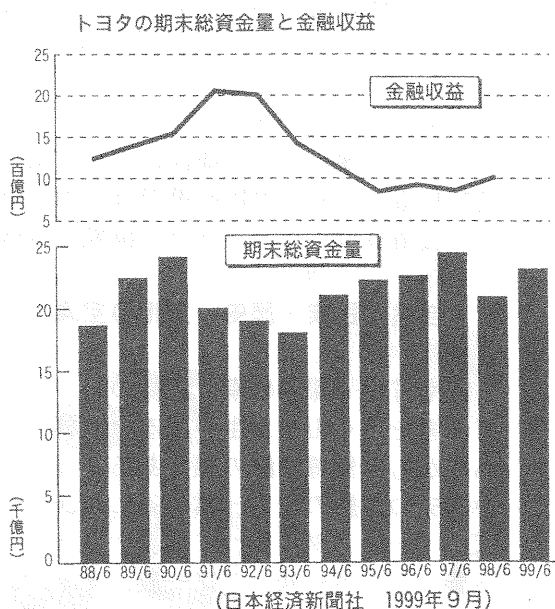
トヨタの金融政策は、自動車の「モノづくり」を支援する金融の積極展開(ローンやクレジットカードなど)を通じて収益を拡大すること、国内の金融事情が急速に不安定になるなかで「金融面でも自分の城、自分のグループは自ら守り抜き」トヨタの結束力と支配を強めることにある。さらに、トヨタの金融政策の基本を「自動車関連の金融以外の金融事業に手を出すことはない」として、当面自動車の本業関連で金融政策をすすめるとしている。

しかしトヨタは、この資金・金融力をトヨタ・トヨタ関連の労働者の賃金・雇用、労働条件の改善、膨大な関連下請企業・業者の経営と生活の安定、トヨタを支えている地域経済・地域社会に対して、積極的に活用しようとはしない。

現在、こうした企業利益最優先の「資本の論理」の行動をとるトヨタに対して、労働者・県民から大企業としての社会的責任が鋭く問われている。

(ささき・しょうぞう/当研究所理事・労働総研日産問題研究プロジェクト)

この小論は『労働総研ニュース』(2000年4月1日号)に掲載されたものを「労働総研」および筆者の了解をえて掲載させていただきました。



中国雲南省の経済と生活（第一回）

後 藤 基

中国といえば、誰もが北京市、上海市などの都市を思いうかべる。しかし雲南省や昆明市と言われれば、地理的な位置を想像できる人はそれほど多くない。

私たちが知っている「桃源郷」のモデルは、ここ雲南省の山里である。今回2月29日から3月14日までの15日間、中国雲南省へ視察する機会を得た。初めて訪れた中国雲南省の印象と見聞の一端を紹介したい。

<雲南省の地理的概要>

雲南省は中国の南西に位置し、東経97° 31" ~106° 12"、北緯21° 8" ~29° 15"の間にあり、面積は39.4万平方キロメートルで、人口は4200万人である。西部から南部にかけてはラオス、ミャンマー（ビルマ）、ベトナムに囲まれている。

雲南省の平均海拔は3000~4000m。高原地域の平均海拔は2300~2600m、南部や東南部では低い緩やかな丘陵が続き平均海拔は1200~1400mで、盆地を形成している。省の最も高い山岳は、梅里雪山であり、最高峰は6740mである。そこから雪解け水は紅河と南溪河の合流地点である75.4mまで流れ下る。全省の94%は山地であり、平地はわずかに6%である。

こうした地形上の多様性の下で、気候的にも春、夏、秋、冬の4つの季節が全省で見られる。とりわけ昆明市では、朝、昼、夕、夜の1日の内に4つの季節が展開される。雲南省はこうした様々な環境と多様性をもった地域である。

<自然・民族・歴史・文化の宝庫>

雲南省は「採雲の南、万緑の元」といわれ、山水壮麗、自然風光の美しい地である。万年雪を頂く山々、生い茂る原生林、壮観たる峡谷、カルスト地形の石林・鍾乳洞と、あたかも自然博物館の様である。またこうした環境は、多くの固有民族を育んできた。中国54の民族のうち、雲南省には26の民族が住んでいる。その代表的な民族をあげれば、ベー族、ダイ族、イ族、ナシ族、リス族、ハニ族、モーソー族、ヤオ族、チベット族、ジンポー族、ジノー族、ミャオ族、ワ族などがある。とくにナシ族のもつ東巴（とんば）文字（象形文字）やベー族の伝統文化から生まれた白い家は有名である。各民族は歴史の発展の中で、それぞれ色とりどりの民族文化と芸術をつく出している。26の民族、26の言葉、26種の風俗は凝縮された一つの文化圏となっている。

また雲南省は日本文化とも深いつながりをもっている。日本文化を代表する稲作は、雲南省が発祥の地とされている。そこには稲の道がある。

それでは概況はこれぐらいにして、レポート風に日程に沿って順次紹介いたします。

よう。

<空路・昆明市へ>

名古屋空港に集合した、森先生（日本福祉大学教授）ご一行は出港手続きを終了し、29日1時54分に中国西南航空で重慶に向け離陸した。搭乗率はほぼ100%。重慶までは3100km、4時間35分の旅である。搭乗後すぐに気づいた事は、座席の狭さである。中国南西航空の飛行機はB737-300型であるが、座席の前後、左右の広さが通常の物とは少し違う（参加者の人たちもそう言っていたのだから確かである）。シートに座って膝が前の席に届く、左右も隣の人の肩にふれるほどである。まったく身動きが自由にならない状態で、重慶はまだかと心に念じていた（このため参加者の1人が腰痛が悪化しホテルで静養、その後旅行を断念し急遽、昆明から名古屋へ帰った。残念）。

ほどなく重慶空港へ着陸のアナウンスがあった。眼下に広がる重慶周辺は、あたかもモザイク模様のような田畑が広がっている。しかも山々の山頂まできれいに開墾されており、大きな木々などはほとんど見あたらない。日本の千枚田どころではなく、何万田と言えるほどの情景である。

<重慶空港から昆明へ>

17時50分、重慶空港へ無事着陸した。これから重慶空港から昆明へ乗り換えである。外国へ旅行したことが一度でもある人ならばわかると思うが、通常乗り換えはそのまま次の出発ゲートまで空港内コンコースによって移動できると考える。しかし中国では一旦荷物も出され、荷物をガラガラ押ししながらもう一度、別の搭乗口に行って搭乗手続きをしなければならない（なぜこんな面倒なことをするのかは、後でわかった）。

入国手続きを済ませ、重い荷物を引きずりながら到着口から100mほど離れた出発ターミナルに入り、荷物を預け、搭乗券を受け取った我々は、もうすぐ昆明だとちょっと安心した。しかしである。登場時間も迫っていたため早めに搭乗口に向かおうとパスポート、搭乗券を持って出発ゲートへ向かおうとした。ところがパスポート検査の場所で、何やら足らないから入れないと検査官がわめく。

そうなのです。中国ではパスポートと搭乗券のほか、「空港建設費チケット90元」（空港税）がなければ搭乗できない。購入する場所がやっと判明し、人数分を購入しようと係の女性にお金（日本円）を出すと、日本円はダメだという。空港内に換金場所もない。円ではまったくダメで、ドルならOKという。ここでもドルの強さを知る。

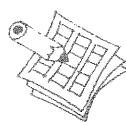
今夜は重慶空港のロビーで寝ることになるかと思いきや、参加者の1人が「私、元を持っています」の一言で問題は解決。その一言は天の言葉に思えた。

19時10分、重慶空港を離陸し昆明空港までほぼ1時間で到着。21時過ぎ、やっと今日のホテル「海鷗賓館」に到着。長い一日だった。さあ明日からは市内の市場見物だ。

（ごとう・もとい／当所副所長・市邨学園短大教員）

職場の労働者の権利実態と
法制・判例などをまなび・知るための

労働者の権利部会・研究会 案内



第16回研究会 場所は労働会館本館2F会議室

6月 3日(土) 午後1時半から

参加費：500円

テーマ：出向・転籍命令が出たらどうする

いま大企業・銀行・JRなどでは、50歳代になれば出向・転籍が状態化しています。出向ならば、就業規則に明示されていれば本人同意は必要ないとして、一方的に強行されています。また出向・転籍も基本的には本人同意を必要としながらも、実態は強制的におこなわれています。さいきんは、リストラ「合理化」の一環として、分社化・部門切り捨て別会社化が強行され、部門丸ごとの転籍が強要されています。なかには、企業が関与した「派遣会社」に出向・転籍させられ、もとの企業に派遣されるという事例もみうけられます。

昨年9月には、出向・転籍問題での法律的な学習を一度行いましたので、今回は、住友軽金属、東海銀行、新日鐵、中部電力、JRなどの出向・転籍の実態を聞きながら、「出向・転籍命令が出たらどうするか」に焦点をあてた研究会にしたいと思います。どの企業・職場でも起きそうな出向・転籍から労働者の権利を守るためにみなさんの英知を出し合ってほしいと思っています。

こんごの予定： 7月例会は、7月29日(土)を予定し、職場にひろがる派遣労働者の問題を取りあげることを考えています。ぜひご参加下さい。

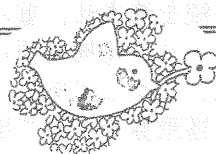
9月例会は、9月30日(土)を予定しています。

：寄：贈：新：刊：紹：介：

叢書 現代経営学-12

**新・日本的経営と
労務管理**

ミネルバ書房、2800円＋税



経営学の体系化に力をつくしてきた「叢書」の編者らは、企業経営が直面する課題が複雑かつ多様になりつつあるとき、これまでの研究成果を継承しつつ、それにとどまらず、何よりも自由で創造的な思考とヒューマンイズムの視点にたつ研究姿勢を大切にしたい、と。

紹介するこの第12巻は、「新・日本的経営の解明」を試みたものといえる。その内容は、序章 日本の経営の変遷、第1章 雇用形態の多様化と正規雇用の変容、第2章 職能資格制度と人事考課、第3章 日本型賃金制度と裁量労働制、第4章 フレキシブル生産システムと労働管理、第5章 企業福祉の再編成とカフェテリアプラン、第6章 ホワイトカラーの能力主義管理、第7章 管理者管理の新たな展開と労働組合、第8章 企業改革と日本的経営、終章 日本の経営の歴史的特質と変革の条件、となっている。

とくに、第4章は中京大経営学部の猿田正機先生(当研究所所長)が、また第7章は中京大商学部の竹田正昌次先生(当研究所所員・女性労働部会担当)が担当されている。

東海地方の主な経済指標 (3・4・5月) カッコ内の数字は前月・年比、%、ポイント

	(3月)	(4月)	(5月)
トヨタ生産計画 (日当たり、当社調べ) (△はマイナス)	3月=14,128台 (9.3) 4月=12,821台 (1.1) 5月=13,333台 (4.6) 1-5月=1,375,045台 (9.1)	4月=13,641台 (7.6) 5月=14,167台 (11.2) 6月=13,864台 (14.7) 1-6月累計=1,715,672台 (12.4)	5月=14,444台 (13.4) 6月=13,955台 (15.4) 7月=13,952台 (15.4) 1-7月=2,017,394台 (12.6)
百貨店販売 (名古屋市 4店当社調べ)	2月 27,659百万円 (△1.2) 99年度=422,315百万円 (△2.3) 3年連続マイナス	3月 41,508百万円 (一) *3月からJR高島屋の分が上 乗せ、市内5店	4月 35,643百万円 (一) *4Mは前年同月比8.5% の減少
工作機械受注高 (中部9社通産局調べ)	1月 21,873百万円 (△12.5) *19ヶ月連続マイナス	2月 23,257百万円 (△2.6) *20ヶ月連続マイナス	3月 26,171百万円 (△7.8) *21ヶ月連続マイナス
新設住宅着工件数 (東海4県建設省調べ)	1月 11,851件 (16.5) *3ヶ月連続プラス	2月 10,707件 (△5.9) *4ヶ月ぶりにマイナス	3月 10,797件 (△5.7) 99年度 147,597件 (4.7) *99年度は3年ぶりにプラス
ホテル稼働率 (名古屋市 内14ホテル平均、当社調べ)	1月 68.5% (3.3) *2ヶ月連続プラス	2月 77.1% (0.0)	3月 82.7% (7.0)
鉱工業生産指数 (通産局管内5県・95年100 倒産件数 東海3県・帝国データバン ク調べ・負債千万円以上)	1月 106.3 (前月比 0.0)	2月 110.3 (前月比 4.0)	3月 109.4 (前月比 △1.1)
有効求人倍率 (愛知県) 貿易 (名古屋市税関管内)	2月 119件 (+40件) 負債総額 19,100百万円 (△52.1)	3月 144件 (+39件) 負債総額 29,700百万円 (△49.9)	4月 140件 (+27件) 負債総額 34,083百万円 (38.2)
	1月 0.59 (前月比 0.0)	2月 0.62 (前月比 0.03)	3月 0.64 (前月比 0.02)
	1月 輸出 7,573億円 (△10.7) 輸入 3,698億円 (11.7)	2月 輸出 9,114億円 (10.3) 輸入 3,518億円 (△12.6)	3月 輸出 9,747億円 (8.7) 輸入 4,213億円 (23.9) 99年度 輸出 105,131億円 (△4.6) 輸入 43,092億円 (2.9)
電力需要実績 (中部電力)	1月 10,456百万KWH (2.0)	2月 10,303百万KWH (3.3)	3月 10,604百万KWH (8.6) 99年度 120,028百万KWH (1.6)
貸出約定金利 (日銀名古屋支管内・地元 10行平均)	1月 短期 1.568% (△0.160) 長期 1.893% (△0.119)	2月 短期 1.634% (0.066) 長期 1.898% (0.005)	3月 前月比 短期 1.589% (△0.045) 長期 1.864% (△0.034)

倒産件数 99年度計 1,373件 (+58件) 負債総額 285,500百万円 (△33.8)

《中部経済新聞より》 *約定金利は新規ベース △はマイナス



☆2000年3月15日以降の主な活動日誌

〈3月〉3日環境と労働運動部会学習会、4日愛労連一斉労働相談110番、リストラ「合理化」反対全国交流討論集会、7日3.7中央大集会、13日重税反対全国統一行動、17日第6回所員会議、18日第15回権利部会、24日ドイツ研究者トヨタ自動車工場見学、25日日独セミナー開催（中京大学研究棟）26日午前セミナー2日目開催・午後日独公開シンポ（労働会館会議室）〈4月〉9日税理士研究所春期講演会、13日女性部会開催、15日愛労連・八田議員との懇談会、16日愛労連・大企業ネットワーク、17日第77回日本労働運動を読む会、19日第53回栄総行動、27日静岡労研設立会議、29日第7回所員会議〈5月〉1日メーデー・名城公園、3日憲法施行53周年記念市民の集い、8日経営分析部会、15日第78回日本労働運動を読む会、

☆今後の主な予定

〈5月〉18日第9回環境と労働問題部会、19日女性労働部会、20日愛労連・八田議員との懇談会、えん罪再審事件を考える市民の集い、21日第26回東海自治体学校、中部の環境を考える会総会、愛知年金者組合定期大会、25日争議支援首都総行動、31日平和行進愛知県入り、〈6月〉2日第7回所員会議、2～3日青年劇場「真珠の首飾り」公演、3日第16回労働者の権利部会、4日愛商連第52回定期総会、平和行進名古屋集中行進、13日（予想）総選挙公示、17日青空裁判を支援する会・決起と交流の集い、25日（予想）総選挙投票日、〈7月〉1日第8回所員会議（予定）、22日第4回労研理事会、23日原水禁愛知県大会、29～30日日本母親大会、29日労働者の権利部会、

*** 6月発刊予定：「あいちの労働と生活」2000年版 ***

編集：愛知労働問題研究所・約200ページ 頒布価格：1500円予約受付中

内容：第1編 経済：愛知の産業・農業・愛知の独占・独占の経営戦略・中小企業、業者の経営動向・愛知の産業政策ほか 第2編：労働 雇用と失業・労働時間・賃金・労働と健康・中小業者の就業状況ほか 第3編：生活 人口と家族・労働者の家計・生活時間・文化・生活環境・公害・土地と住宅・暮らしと健康・子供の生活と教育・健康と医療・高齢者の暮らしと要求・社会福祉 第4編：運動 愛知の労働界新地図・春闘、一時金・愛知の労働争議・過労死労災申請・医療福祉・男女平等の取組

* 「所報」第81号(隔月刊)/発行日2000年5月15日

* 発行所・編集発行人 愛知労働問題研究所（略称：労問研）

* 〒456-0006 名古屋市熱田区沢下町9-3 労働会館304号

* TEL/FAX (052) 883-6978 Eメール ali@japan-net.or.jp

* ホームページ <http://www.airoren.gr.jp/kan-roumonken/>

* 所報定価(1部)200円+送料90円 (1年)1200円+送料540円

* 研究所会費(年)個人6000円 団体1口・12000円 * 会員の購読料は会費に含む

* 送金先 郵便振替0086-6-80604/東海銀行金山支店・普通口座 1368019

* お問い合わせの納入についてご協力下さい

